京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例施行規則

(海水浴場の開設の周知の方法)

- 第1条 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成26年京都府条例第7号。以下「条例」という。)第2条第3号の規則で定める方法は、海水浴場の名称を記載した看板の設置又は当該名称を記載したポスターの掲示を行うとともに、次の各号に掲げる行為のいずれかを行う方法とする。
  - (1) 日刊新聞紙又は地方公共団体が発行する広報紙への掲載
  - (2) 放送機関による放送
- (3) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた情報の提供

(海水浴場利便施設)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、更衣所、便所、シャワー、駐車場及び 海水浴場の名称を記載した看板とする。

(海水浴場の開設の届出等)

- 第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、海水浴場開設届出書(別記第1号様式) により行わなければならない。
- 2 海水浴場開設届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 海水浴場及び遊泳場を示す位置図
- (2) 海水浴場利便施設並びに条例第6条第1項第1号から第4号まで、第2項及び第3項に規定する水難事故を防止するための装備、人員及び施設の配置図
- (3) 海域又は海浜の区域の一部を占用する場合にあっては、法令の規定に基づく占用に係る許可等を受けたことを証する書類の写し
- (4) 海水浴場を開設するに当たり、海域又は海浜の区域の利用について漁業権者等との間に取決めをすることが望ましい場合は、その書類の写し
- 3 条例第4条第2項の規定による届出は、海水浴場変更届出書(別記第2号様式)により行わなければならない。

(海水浴場の開設の通知等)

- 第4条 条例第5条第1項後段の規定による通知は、海水浴場開設通知書(別記第3号様式)により行うものとする。
- 2 海水浴場開設通知書には、前条第2項に規定する図書を添付するものとする。
- 3 条例第5条第2項において準用する同条第1項後段の規定による通知は、海水浴場変 更通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(遊泳区域を表示する標識)

- 第5条 条例第8条第6項の規定による標識は、別記第5号様式のとおりとする。 (遊泳区域への船舶の類の進入禁止の例外)
- 第6条 条例第9条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 国の機関等が水難事故の防止、海域の管理その他の行政目的を達成するために必要な場合
- (2) 海水浴場開設者が当該海水浴場における水難事故を防止するために必要な場合
- (3) 遊泳区域内において次に掲げる漁(十分な安全対策が講じられている漁であって、 海水浴場開設者が当該漁を行うことを承諾しているものに限る。)を行う者が当該漁 を行うために必要な場合

ア 漁業権に基づいて行う漁

イ レクリエーションを目的として行う地びき網漁

附則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 海水浴場開設届出書

年.	
<del></del>	н

京都府知事 様

届出者 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

(EJ)

電話 ( ) -

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり海水浴場を開設しますので届け出ます。

海水浴場の名称	
海水浴場及び遊泳場の区域	
海水浴場の開設期間	年 月 日から 年 月 日まで
海水浴場利便施設 の 概 要	
水難事故防止の措 置	
海 水 浴 場 の 周 知 の 方 法	
添付図書	□ 海水浴場及び遊泳場を示す位置図 □ 海水浴場利便施設並びに水難事故を防止するための装備、人員及び施設の配置図 □ 占用許可証等の写し □ 漁業権者等との取決めの写し
備考	

## 海水浴場変更届出書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

ED

電話 ( ) 一

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届出事項を変更しますので届け出ます。

海水浴場	易の名称	
変更年	F 月 日	年 月 日
変 更	理由	
変更内容・	変更前	
	変更後	
備	考	

## 海水浴場開設通知書

年	月	日

京都府知事 様

通知者 所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話 ( ) 一

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例第 5 条第 1 項後段の規定により、次のとおり海水浴場を開設しますので通知します。

海水浴場の名称	
海水浴場及び遊泳場の区域	
海水浴場の開設期間	年 月 日から 年 月 日まで
海水浴場利便施設 の 概 要	
水難事故防止の措 置	
海 水 浴 場 の 周 知 の 方 法	
添 付 図 書	□ 海水浴場及び遊泳場を示す位置図 □ 海水浴場利便施設並びに水難事故を防止するための装備、人員及び施設の配置図 □ 占用許可証等の写し □ 漁業権者等との取決めの写し
備考	

## 海水浴場変更通知書

年	月	Е

京都府知事 様

通知者 所在地

名称及び代表者の氏名

- 1	_	_
	$\Box$	н
	ㄷ	Ш

電話 ( ) -

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例第 5 条第 2 項において準用する同条第 1 項後段の規定により、次のとおり通知事項を変更しますので通知します。

海水浴場	易の名称	
変更年	手 月 日	年 月 日
変 更	理由	
変更内容・	変更前	
	変更後	
備	考	



- 備考 1 遊泳区域を表示する部分は、文字を黒色、地を黄色とし、当該表示部分の表面積は、1,900平方センチメートル以上とする。
  - 2 期間を表示する部分は、文字を黒色、地を白色とし、当該表示部分の表面積は、1,000平方センチメートル以上とする。
  - 3 この様式による表示は、昼間において遊泳者等が遊泳区域及びこれに近接する海域等から容易に視認することができるよう、各標識の表面の適当な2以上の箇所に、当該表示部分を印刷し、又はこれに準じる適当な方法で表示させることにより行うものとする。